

作業届記入における注意事項等

豊田市（土木管理課）が管理する市道等において作業車の停車、道路内マンホール点検作業、水路敷での作業、多人数による行進等を行う場合は、作業届を提出してください。

道路占用許可申請（法定外公共物占用申請）がされている場合で、その工事期間中での作業（占用工事）は、作業届を提出する必要はありません。

- ◆提出部数 2部（正副）※あいち電子申請・届出システムで提出の場合は1部
- ◆作業開始日の2週間前までには、届け出ください。
窓口で確認し内容が良い場合は、その場で受付けて1部を返却します。
- ◆作業時間の原則は、午前9時から午後5時までです。この時間帯以外に作業される場合は、その理由書を添付してください。原則外時間帯作業では、作業箇所近隣の地域住民代表、事業所、施設等の承諾書の添付が必要な場合も有ります。

（1）添付書類

① 位置図

- ・住宅地図あるいは、豊田市ホームページから「とよた i マップ地図情報サービス」の「道路台帳マップ」を印刷したものに位置表示（丸印等）する。
- ・通行止めが伴う場合は、通行止めの区間（赤色）、迂回路（緑色・青色）を表示した図（凡例）を添付する。

② 平面図：（作業場所の詳細図）

- ・作業対象物、作業区域、作業車両（高所作業車・クレーン車等）の配置等を記載すること。
- ・神輿行列、稚児行列等は隊列図、啓発活動においては人員配置図を添付する。

③ 保安設備図：（歩行や車両通行に影響が出る場合の安全対策図。通行規制する場合に必要）

- ・作業に伴う交通規制の種別、通行制限幅員、機能残幅員、交通誘導員、工事看板、迂回路案内、Aバリカー・カラーコーン、赤色灯など保安設備等の配置状況等を記入。（平面図に記載でも可）
- ・神輿行列、稚児行列、ウォーキング等は隊列が長くなるので、先頭・列尾において誘導・確認員を置き、また必要に応じて、途中にスタッフを配置し、安全確保をすること。

④ 作業予定場所の写真

- ・作業箇所の現状写真を1枚以上。恒例のイベント（啓発活動含む）の場合は、前回の記録写真も添付。

（2）その他

- ① 道路使用許可申請（道路交通法第77条）は、届出者により手続きしてください。
- ② 作業については、届出のとおり実施し、従来の機能に支障を生じないようにしてください。
- ③ 作業に起因して構造物又は第三者に損害を与えた場合は、届出者の負担において現状の回復又は賠償してください。

問合せ先：土木管理課 占用・承認担当（直通電話 0565-34-6644）